

令和4年第1回臨時会

孺恋村議会会議録

令和4年2月18日 開会

令和4年2月18日 閉会

孺恋村議会

令和4年第1回孺恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (2月18日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○閉議及び閉会の宣告	9
○署名議員	11

令和 4 年 第 1 回 臨時 村 議 会

(第 1 号)

令和4年第1回嬭恋村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和4年2月18日(金)午前10時02分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 発議第1号 公共施設整備に係る十分な協議を求める決議(案)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君		

欠席議員(1名)

12番 大野克美君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	加藤康治君
教育長	地田功一君	総務課長	黒岩崇明君
会計管理者兼 税務会計課長	滝澤文彦君	未来創造課長	佐藤幸光君
交流推進課長	宮崎貴君	住民課長	宮崎由美子君
健康福祉課長	熊川真津美君	建設課長	滝沢勇司君
農林振興課長	横沢貴博君	上下水道課長	宮崎忠君

観光商工課長

黒岩建五郎君

教育委員会
教務局長

目黒康子君

事務局職員出席者

議会事務局長

土屋和久

書

記

宮崎

剛

開会 午前10時02分

◎開会及び開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第1回婦恋村議会臨時会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本会の会議録署名議員に、大久保守君、羽生田宗俊君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、発議第1号 公共施設整備に係る十分な協議を求める決議（案）についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

黒岩忠雄議員。

〔8番 黒岩忠雄君登壇〕

○8番（黒岩忠雄君） それでは、説明をさせていただきます。

発議第1号 公共施設整備に係る十分な協議を求める決議（案）について。

提出者、孀恋村議会議員、黒岩忠雄。

賛成者、同上、松本幸。同上、大久保守。

上記の議案を、別紙のとおり孀恋村議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出の理由、公共施設整備に係る議会からの様々な意見に対して真摯に対応をしていないため、議会との協議を尊重するよう強く求めることを目的に決議するものである。

公共施設整備に係る十分な協議を求める決議（案）

令和3年3月議会において、孀恋村公共施設個別施設計画が示され、令和5年度～6年度に孀恋会館、令和7年度～8年度に役場庁舎の建て替えなどを計画していることが説明されました。

その後、9月議会において孀恋会館の施設内容が示され、さらに新役場庁舎の建設場所として大前区細原地区の構想が説明されました。

これに対し議会から様々な意見が出されたにも関わらず、それに真摯に対応していないため、議長名で不明な部分を説明するよう求めて要望書を提出しました。しかし、その回答は議会報に掲載されているとおりであり、あいまいで不誠実なものでありました。これらの問題を解決せずに、自身の後援会広報に、パブリックコメントの内容や公的な上信自動車道の計画図面を、村民に対し決定事項のように掲載したことは遺憾であります。

広く村民の意思をくみ上げる議会との協議を尊重するよう強く求めます。

村長に対して議会から出されている問題提起の主なものは以下のとおり。

記

1、孀恋会館の大ホールの規模について再検討を行い、孀恋会館駐車場の不足問題も同時に考

慮すること。

2、 婦恋会館の機能を充実させることで、東部小学校の連携棟の不合理な利用を再検討すること。

3、 役場庁舎の建設地については、アクセス道路の建設費用を全く無視した計画となっており、それを明らかにするよう要望して約束をしたが、いまだに示されていない。役場庁舎の候補地は複数検討するべきである。

以上、決議する。

令和4年2月18日。婦恋村議会。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、この発議に賛成する立場で意見を述べさせていただきます。

多くを語りませんが、この発議に書かれている3点について、当局に真剣に受け止めていただいて、また、12月議会報に書いている要望書に書いていることも、本当に議会と協議をすることを求めるものです。

先ほど、村長が議会運営委員会で、きちんと誠心誠意応えていく村民のためにこそ働く、そして、しっかり説明をしていくという表明をしましたので、その表明を守っていただくことを要望して、討論といたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

佐藤鈴江議員。

○5番（佐藤鈴江君） 私も、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

婦恋会館にしても、役場庁舎にしても、今後、未来の世代を担う子供たちが使うような施設であります。

十分な協議をしていくということは、し尽くすことはないと思いますので、しっかりと議論をしながら、よりよいものを、後世に残していきたいというふうに思っております。

そしてまた、定例議会の12月定例議会で、婦恋会館のパブリックコメントについて、説明

がありましたけれども、意見応募総数が87件ということでありましたので、やはり、議会と当局がしっかり議論しているということをもっと多くの村民の方に知っていただくためにも、今後、議会が求めている詳細な協議について、明確な答弁をしていただきたいと思いますし、また、議会からの提案等も行っていくということは、今後必要だというふうに思いますので、しっかりと当局と議会としっかり議論しながら、より後世に残していくものをつくっていくためにも、議論をしていきたいというふうに思いますので、賛成の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 私も、賛成の立場で討論させていただきます。

今、ここの決議文でありますように、婦恋会館のホールの関係、婦恋会館の機能の関係、それから、庁舎の関係というようなこと出させていただいていますけれども、常日頃村長は、議会と両輪だというような話をするわけですが、あくまでも、その議会がまだ認めない中で、例えば、村長の後援会が、もうこれはありきのような会報を出しているということは、とても、やはり議会とは両輪なのかなということは疑問視するところであり、庁舎にしても、世間的に聞いても、果たしてそれが、実際にその場所になるのかというようなことも、村民の方は疑問視を持っているところがあります。

あくまでも、議会と、やはりそのすりき合うようなことを、持って行かないと、あくまでも、その失礼ですけれども議会軽視に当たるような態度であれば、やはりこれはまずいと思っておりますし、この内容をきちんと精査していただいて、例えば私が一般質問したときも、若い者の意見も聞きたいというようなことを言っておるわけですが、いまだに若い意見も聞いている様子はありませんし、そういう問題も解決してくれないということになれば、やはりそれは、ただ単に聞き流しているのかなというようなことも、私は思っています。

どうか、この両輪になるように、これからきちんと真摯な対応をお願いしたいということで、賛成の立場で討論させていただきます。お願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

松本議員。

○7番（松本 幸君） 私も、賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま何人かの同僚議員からも出ました。出ましたけれども、この一番は、まだ議決、

議会で決定していない事項を現職の村長から発信する後援会の会報、そういうことを年を越して2回ほどあったと思われま。

そうすると、まだ議会在賛成しているわけでもない、まだ決定していることでもない、だけれども村長の広報でそういう問題が進んでいるらしい。となれば、住民はどう考えるか、そこが一番私は、問題だと思います。

現職の村長たる人が、首長たる人が、やはり、この議会在尊重して、議会在決まったこと、議会在決めたこと、それを自分の広報紙にというのは、全然苦にはなりません。

だから、問題はまだ決定していないことが、そういうふう村民に周知されたこと、じゃ、議会在もう決まったんだな、誰も村民そう思うと思います。

ですから、そういう現職としての責任といいますか、そういうものある意味ちょっと、もう少し自覚をしていただければと思うわけでございます。

あと、残りの協議をすることは、また、3月定例会でも協議をするわけでございます。ですから、そのときにまた、有意義な協議ができればと期待をしております。

以上、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございませんか。

羽生田議員。

○11番（羽生田宗俊君） 公共施設再編ということで話が始まっていますが、やはり公共施設も古くなり、また、耐震の問題もあると思います。そんな中で、これから先、どうあるべきか、公共施設が、やはりそれは、婦恋会館を始める話が始まるときに、この1つを間違えると、もう全てまた、間違えをしていかなければならないと、単独でみんな行かなければならないというような形になるかと思ひます。

やはりその、いろいろ他の町村も見て、いろいろこれからの公共施設のあり方はどうあるべきかと、やはりそれは庁内でも研究を重ねて、やはり議会在納得させるだけの資料を用意してもらいたいと。そしてまた、今から来る人口減少やいろいろな時代に合った、そういう政策を行政が先を見てそういう検討をしてもらわなければ、やはりこの一村民ではみんな分からないわけです。

だから、このせつかく公共施設の再編が始まってくるので、この1つ間違えればまた、50年、100年というような時が経ちますから、そのときにしっかり議論して、検討して、それに時間を費やせることは、間違いではないと、そう思ひますので、やはりこういう公共施設の再編だとか、大きい問題は協議の時間を取り、真剣に考えていかなければならない問題か

など、そんなふうに考えますので、この決議に対して賛成の立場で討論させていただきました。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

石野議員。

○3番（石野時久君） 私も、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

この、書いてある3点のことということなんですけれども、役場庁舎も含めて、婦恋会館建設なるべく早く、早期に内容を煮詰めて決定していくべきと考えています。

そういう意味合いで、私は出してあるというふうに考えていますので、その辺をお互いに十分に意見交換して、後世に残す、恥じないようなものをなるべく早く煮詰めて、本当に造れるように持って行っていただきたいと思いますので、賛成といたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

土屋圭吾議員。

○2番（土屋圭吾君） 私も、賛成の立場で言わせていただきます。

ここにあるように、3点は非常に重要なことだと思います。今までも、箱物というのは結構負の遺産となってきたと思います。よく協議をしまして、また、過疎債とかの期限もありますので、早急に議会と一体となつていいものを後世に残せるようにしていただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございませんか。

上坂議員。

○4番（上坂建司君） 婦恋会館の大ホールは、ここにあるとおりに検討しなくてはならない問題である。それと、役場庁舎の候補地を複数検討すべきと言っているけれども、現在は役場の庁舎を建てられるような、早急に全部用意できるというか、1か所しかないですよ。

だから営林署から反映される青山の土地のことも考えなければいけないけれども、実際にはまだ契約にもなっていない。だからそれを待つてやるべきです。複数たつていま、1か所しかない、どこへする所があるんですか。これを、大前の所に1か所あって、いい悪いは別ですよ。大前の土地。青山のところは、まだ仮契約も何もしていない。これじゃあくしずの中に入らない。

だから、時期が早いものとか遅いものとかがあつて、ただ、ここにあるとおりに複数の検討、どうやって複数検討するのですか。役場の庁舎も複数なんてないじゃないですか、1か

所しか。

○議長（土屋幸雄君） 反対討論ですか。賛成討論ですか。どちらですか。

○4番（上坂建司君） 反対の討論です。もう少し具体的になって、改めてやるべきで。

議会のほうで出しているのは分かるけれども、準備が整っていない、この広報紙、議会紙から複数検討したけれども、検討したいところが、まだ契約にもなっていない。無理なことと、無理でないこととある。この役場の庁舎に沿って、その孀恋ホールということがあるので、あんまり一方的に押し進めてではなくて、取りあえず、よく当局と話し合っただけからやっていくことだと思うよ。

だから、このこと自体、そっくりには私ほうのみに賛成はできない。そういうことです。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、発議第1号は提案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和4年第1回孀恋村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 月 日

議 長 土屋 幸雄

署 名 議 員 大久保 守

署 名 議 員 羽生田 宗俊